常任委員

民生

災害時要援護者避難支援プラン全体計画を策定

民生常任委員会は、六月十一日に開催され、委員長、副委員長を互選により選出した後、議案一件、陳情二件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、陳情はすべて趣旨不了承と決定した。

また、①平成二十一年度藤沢市民病院医療事故等の報告②藤沢市災害時要援護者避難支援プラン全体計画の策定及び支援体制づくり③（仮称）藤沢市リサイクルセンター整備・運営事業の進捗状況と今後のスケジュール――以上三件について報告を受けた。

○藤沢市災害時要援護者避難支援プラン全体計画の策定及び支援体制づくりについて

〈市の説明〉

この全体計画は、大規模地震等の災害発生時における要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、災害時要援護者の避難支援対策について基本的な考え方をまとめたものである。自助と地域の共助を基本とし、市による公助と連携して、災害時要援護者の避難支援体制の整備を図り、地域の安全・安心体制を強化することを目的としている。

主な内容は、①在宅のひとり暮らしの高齢者や障がい者及び介護保険の要介護三以上の方を重点的、優先的に対応することを基本に、地域で要援護者の実態等を把握し、地域に応じた取り組みを進めること②守秘義務確保のため、自主防災組織等が誓約書等を提出し、対象者の住所や氏名等の基本的な情報の提供を受け、避難支援に必要な要援護者の身体状況等に関する情報についても、民生委員・児童委員と連携を図り、要援護者本人や家族から収集すること③地域や市における避難支援体制については、地域や市民センター・公民館及び本庁担当課の平常時と災害時の役割を示すこと④避難支援プラン策定の進め方については、自主防災組織等は地域の実情に応じてマニュアルを参考にしながら進めること⑤災害時要援護者、自主防災組織等や民生委員・児童委員、地域の避難支援者にハンドブックを配布し、災害時要援護者の避難支援を地域で実践するため、要援護者の避難訓練を防災訓練に取り入れるなど防災意識の向上や地域防災の充実に努めること⑥避難施設における支援対策として、要援護者の避難状況によってさまざまな対応が必要となるため通常時から対策を講じること⑦各関係機関との連携について、自主防災組織等、民生委員・児童委員やボランティア、社会福祉施設などの役割を位置づけること――以上である。

災害時要援護者の支援のためマニュアルとハンドブックを作成

地域における避難支援体制づくりについては、本年四月から順次、各地域の自主防災組織等や民生委員・児童委員を対象に説明会を実施しており、市民センター・公民館と連携しながら支援体制づくりを進めていく。

○（仮称）藤沢市リサイクルセンター整備・運営事業の進捗状況と今後のスケジュールについて

〈市の説明〉

藤沢市リサイクルセンターについては、不燃ごみ等の処理を行う破砕施設とビン・缶等資源の中間処理を行う資源化施設を更新し、環境啓発施設とあわせて総合的資源循環施設として整備するもので、施設の規模は、全体で一日当たり百三十二トンの処理能力を計画している。

事業者の公募については、平成二十二年一月八日に行い、公募説明書及び要求水準書等を公表した。二月十五日には、応募があった三社の経営状況や建設、運営等の実績について資格審査を行い、すべての応募事業者が合格となっている。また、本審査の応募状況については、締め切り日である四月三十日までにすべての資格審査通過者からの応募書類が提出されている。

今後は、六月二十四日の事業審査委員会で本審査を実施し、優先交渉権者を決定後、七月に工事請負の仮契約を締結し、九月議会での審議後に本契約を締結する。さらに、既存施設を運転しながら整備工事を進め、破砕施設及び資源化施設は二十五年三月三十一日に、環境啓発施設は同年十二月三十一日に竣工を予定している。各施設の運営及び維持管理期間については、四十五年三月末までとしている。

建設

都市計画道路の見直し方針（素案）を報告

建設常任委員会は、六月十日に開催され、委員長、副委員長を互選により選出した後、議案二件、陳情一件を審査した。その結果、議案はすべて可決すべきもの、陳情は趣旨了承と決定した。また、①藤沢市地産地消推進計画の策定②湘南C―X（シークロス）の取組③都市計画道路の見直しの取組④村岡地区のまちづくり⑤下水道中長期ビジョン――以上五件について報告を受けた。

○都市計画道路の見直しの取組について

〈市の説明〉

都市計画道路見直しについては、平成二十年十二月に議会へ報告した「都市計画道路見直しの基本的な考え方」に基づき、都市計画道路が担うさまざまな機能から必要性の検証を行い、見直しを進めてきた。

見直し作業では、都市計画道路見直し専門部会での審議や都市計画審議会での議論を踏まえ、市全体の道路ネットワークの観点から検証してきた結果、個別の路線についての「存続」、「廃止」及び「追加」の方針の素案をまとめた。

本市の都市計画道路は、本年四月一日現在、延長約百六十二キロメートルを都市計画決定しており、そのうち、約百十六キロメートルが整備済みとなっている一方、約二十二キロメートルが長期未着手路線となっている。

見直しに当たり、自動車の交通機能、歩行者・自転車の交通機能、環境機能、防災機能、市街地形成機能、他事業との整合、土地利用との整合、まちづくりとの整合及び代替機能の九つの観点から必要性の検証を行った。その結果、長期未着手路線十七路線三十三区間の対象路線・区間のうち、広域ネットワークや都市計画道路ネットワークの観点及び防災上の観点から必要性の高い十四路線二十八区間を「存続」候補とし、必要性の低い四路線五区間を「廃止」候補とした。あわせて、将来の交通ネットワーク形成のため、必要性の高い四路線を「追加」候補とした。

「廃止」候補の五区間は、片瀬辻堂線の一部、石名坂立石線の一部、善行西俣野線の二区間、村岡西富線の一部であり、総合的判断としては、必要性が認められる機能がない、もしくは少ないこと、片側の都市計画道路のネットワークがないこと及び同様の機能を果たす代替路線が存在することが理由である。

「追加」候補は、①（仮称）南北線で、大規模工場跡地の土地利用転換を契機に、JR東海道線の南北横断の課題などに対処するために地域内の交通を処理する補助幹線街路として②（仮称）遠藤葛原線で、西北部地域総合整備構想における「新産業の森地区」の土地利用転換のための都市基盤整備に必要な補助幹線街路として③（仮称）長後駅西口駅前通り線で、長後駅西口の道路計画の課題を解消するため、通過交通と駅目的交通を分離するための補助幹線街路として④（仮称）湘南台寒川線で、現在事業中のさがみ縦貫道路の（仮称）寒川北インターへの骨格道路として位置づけられており、本市から広域高速道路網にアクセスする主要幹線として――以上四路線とするものである。

今後のスケジュールについては、見直し方針（素案）について、七月一日から一カ月間パブリックコメントを実施し、その後、都市計画審議会での審議を経て、秋ごろを目標に市民の意見を反映した方針（案）を策定し、その周知を行う。

「廃止」候補については、都市計画法に基づく手続を進め、「存続」と「追加」候補については、その優先順位やルート構造等に係る課題について、引き続き検討を行う。

また、事業化に向けては、新総合計画との整合を図っていく。

なお、今後の都市計画道路見直しについては、社会状況の変化や都市マスタープラン等の改定時期に合わせて、必要に応じて実施したいと考えている。

請願の処理状況

受理年月日	請願番号	件名	付託委員会	議決結果	
22. 6. 1	22- 1	土地開発公社による善行の私有地買い取り問題についての請願	議運	22. 6.18	不採択

陳情の処理状況

受理年月日	陳情番号	件名	付託委員会	審査結果	
22. 6. 2	22- 7	神奈川県最低賃金改定等に関する陳情	建設	22. 6.10	趣旨了承
22. 5.25	22- 1	介護保険で訪問カットが適用できるよう求める意見書を国に提出することについての陳情	民生	22. 6.11	趣旨不了承
22. 6. 7	22- 9	藤沢市と市民病院に謝罪を求める陳情	〃	〃	〃
22. 5.28	22- 2	子ども手当の廃止を求める意見書の提出についての陳情	文教	22. 6.14	〃
〃	22- 3	選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出についての陳情	総務	22. 6.15	〃
22. 5.31	22- 4	人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出についての陳情	〃	〃	〃
〃	22- 5	永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出についての陳情	〃	〃	〃
22. 6. 2	22- 6	日本政府が米政府に普天間基地の無条件撤去を求めるよう政府に対し意見書の提出を求める陳情	〃	〃	〃
22. 6. 7	22-10	米政府に普天間基地の無条件撤去を求める国への意見書提出の陳情	〃	〃	〃
〃	22- 8	善行6丁目の「市民農園」用地取得に関する陳情	議運	22. 6.16	〃